

「高齢者みまもりサービス事業」

をご利用ください！

子どもと同居しているが、
日中はひとりになってしまふ。
心配だ…

ひとり暮らしで、
もしものことがあったら
心配だ…



市は、このような生活不安を解消
するため、高齢者を対象にした福祉
サービスを提供しています。

【内容】

火災センサー、ガス漏れセンサー、
ペンダント式通報装置（左下写真）を
貸与します。

●火災センサー、ガス漏れセンサーが
異常をキャッチすると、自動的にコ
ールセンターへ通報します。その後、
必要に応じて「駆けつけ員」が利用者
の自宅を訪問し、安全を確認します。
●ペンダント式通報装置のボタンを押
すと、前述の対応のほか、必要に応
じて救急車を手配します。

●そのほか、健康などに不安を抱える
人には、看護師、保健師などが24時
間365日体制で相談に応じます。

【対象】

在宅で生活している65歳以上の人

【利用料】

●ひとり暮らし、またはひとり暮らし
に準ずる世帯は1か月600円。た
だし、市・県民税非課税である場合
には無料

※ひとり暮らしに準ずる世帯とは、
65歳以上の人と、65歳未満の重度
障害者や18歳未満の子のみで構成
される世帯。

●そのほか、高齢者を含む世帯は1か
月1197円

【申し込み】

直接、高齢者介護支援課（市役所4
階北側）へ



▲ペンダント式通報装置

「在宅高齢者実態調査」

にご協力をお願いします！

毎年、高齢者のみの世帯など
を対象に、実態調査を行って
います。

【対象】

①「ひとり暮らし」
満70歳以上のひとり暮らしの人
②「高齢者世帯（高齢者のみの世帯）」
満70歳以上の高齢者のみで構成さ
れる世帯

③「高齢者世帯に準ずる世帯」
満70歳以上の高齢者と、70歳未満
の重度障害者や18歳未満の子のみで
構成される世帯

④「一般世帯の寝たきり・認知症高齢
者」

①～③以外で一般世帯（70歳未満
の人を含む世帯）に属する寝たきり
または認知症の高齢者

【目的】

●支援を必要としている人を確実に把
握し、地域包括支援センター職員に
よる訪問・見守りや、在宅福祉サー
ビス・介護保険サービスの利用につ
なげます。

●調査の結果は、災害時要援護者名簿
の作成や、火災予防運動の際の防火
診断対象者の把握に活用します。

【内容】

身体状況、健康状態、日常生活で困っ
ていることなどをお聞きします。

【方法】

7月1日を基準日として、近くの民
生委員児童委員が訪問して、聞き取り
調査を行います。



問い合わせ／高齢者介護支援課

☎(55)2741

☎(55)2020